

令和４年２月議会において

検討を約した事項

（令和７年７月末現在）

令和4年2月議会において検討を約した事項

担当部局
関係部局

1. 知事が検討を約した事項(4項目)

- | | | |
|-------------------------------------|---------|------|
| (1) キャッシュレス化の推進について | 財務部 他 | (終了) |
| (2) インターネット上における誹謗中傷等の人権侵害への対応について | 府民文化部 | |
| (3) 高齢者等施設における検査拡大 | 健康医療部 他 | (終了) |
| (4) 私立高等学校等の授業料無償化制度における支援対象の拡充について | 教育庁 | (終了) |

2. 知事が国への要望を約した事項(3項目)

- | | | |
|-------------------------------|---------|------|
| (1) ウクライナからの避難民への府の対応 | 政策企画部 他 | (終了) |
| (2) ロシアのウクライナ侵攻による大阪府への影響について | 商工労働部 | (終了) |
| (3) 府立高校の図書館司書について | 教育庁 | |

令和4年2月議会において知事が検討を約した事項

番号	質問項目	検討を約した内容要旨	対応状況（R7.7月末時点）	検討期限（予定）	質問の種類（会派）	担当部局 関係部局
2	インターネット上における誹謗中傷等の人権侵害への対応について	インターネット上の人権侵害における現状を踏まえ、本府として、より効果的な取組を進めていくため、新たに有識者会議を立ち上げ、その中で、人権侵害情報の発信防止や被害者支援に関する具体的な対応策について、法的課題等を整理しながら、検討していく。	「大阪府インターネット上の人権侵害の解消に関する有識者会議」を5回開催し、令和5年3月に意見を取りまとめた。 有識者の意見を踏まえ、令和5年10月に、不当な差別的言動に対する削除要請等の対象の拡充や行為者への説示・助言を実施するにあたって、その根拠を明確にするため、「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」を一部改正した。 また、令和5年11月にインターネット上の誹謗中傷や差別に関する相談を総合的に受け付ける、大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口「ネットハーモニー」を設置した。 さらに、令和6年4月から削除要請の拡充や説示・助言への対応を開始するため、大阪府人権施策推進審議会のインターネット上の人権侵害解消推進部会の答申等を踏まえた、「インターネット上の不当な差別的言動に係る侵害情報に対する削除の要請等及び説示又は助言の実施に関する指針」を策定したところ。		代表質問（維新）	府民文化部

令和４年２月議会において知事が国への要望を約した事項

番号	質問項目	要望を約した内容要旨	対応状況（R7.7月末時点）	質問の種類 （会 派）	担当部局 関係部局
3	府立高校の図書館司書について	学校司書については、法律上努力義務が課せられる一方、国からは配置に必要な財政措置がなされていない状況であり、国に対し、必要な支援策を講じるよう要望していく。	司書教諭を専任化できるよう定数措置を講じるとともに、専門人材の配置の拡充を図るよう、令和7年7月に国へ要望を行った。	教育委員会 （共産）	教育庁